



平成29年5月26日

各 位

会 社 名 東京急行電鉄株式会社
代表者名 取締役社長 野本 弘文
(コード番号 9005 東証第1部)
問 合 せ 先 財務戦略室 主計部
主計課長 小田 克
(TEL 03-3477-6168)

当社取締役等に対する株式報酬制度導入に関するお知らせ

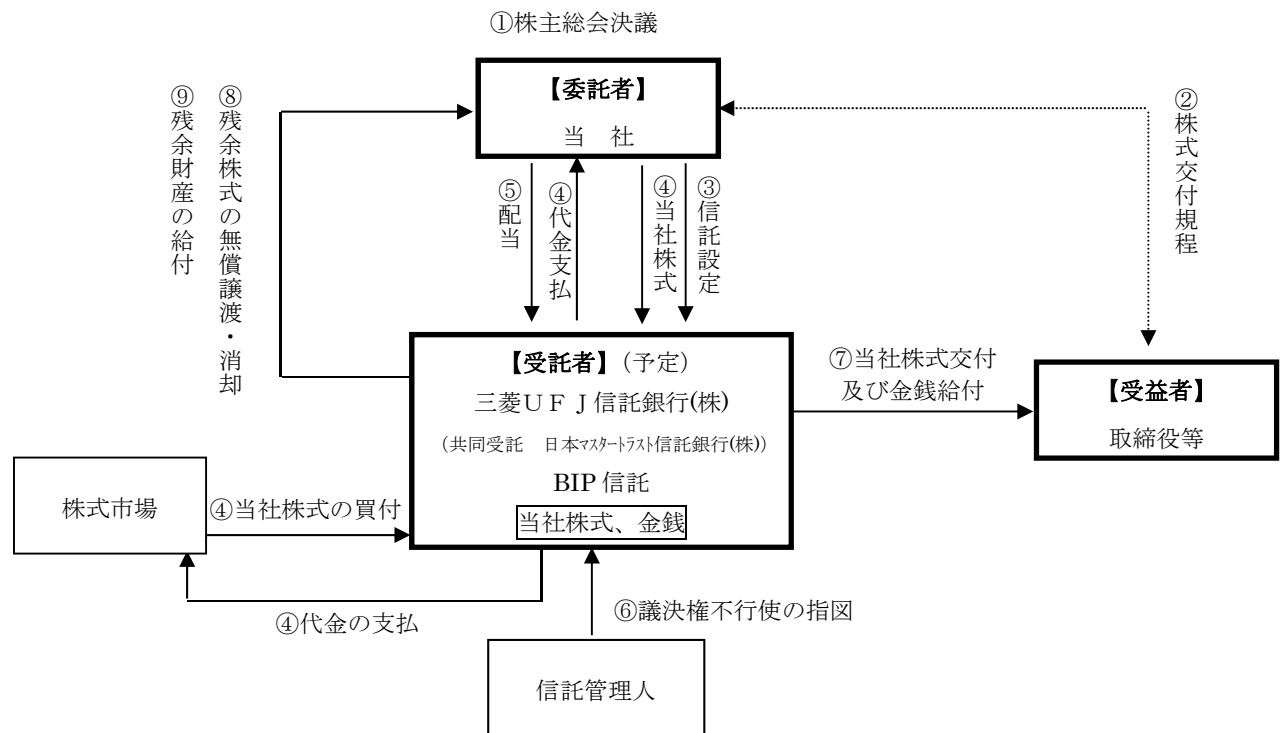
当社は、平成29年5月26日開催の取締役会において、当社取締役および執行役員等（社外取締役および海外居住者を除く。以下「取締役等」という。）に対し株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度導入の目的

- (1) 当社は、取締役等を対象に、中長期的な業績向上および株主価値の最大化への貢献意識を一層高めることを目的として、本制度を導入いたします。
- (2) 本制度の導入は、平成29年6月29日開催予定の第148期定時株主総会（以下「本株主総会」という。）において、取締役を対象とした本制度の導入に関する議案の承認を得ることを条件といたします。
- (3) 本制度を導入するにあたり、役員報酬BIP（Board Incentive Plan）信託（以下「BIP信託」という。）と称される仕組みを採用いたします。BIP信託とは、欧米の業績連動型株式報酬（Performance Share）および譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）と同様に、役位等により当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）を取締役等に交付および給付（以下「交付等」という。）する制度です。

2. BIP信託の仕組み



- ① 当社は本制度の導入に関して、本株主総会において役員報酬に係る必要な決議を得ます。
- ② 当社は本制度の導入に関して、取締役会において役員報酬に係る株式交付規程を制定します。
- ③ 当社は、①の株主総会決議で承認を受けた範囲内で取締役等に対する報酬の原資となる金銭を信託し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする信託（本信託）を設定します。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭を原資として当社株式を当社（自己株式処分）または株式市場から取得します。本信託が取得する株式数は、①の当社の株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が支払われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 株式交付規程に従い、信託期間中、取締役等の役位に応じ取締役等に一定のポイント数が付与され、当該ポイントを累積します。取締役等の退任時に、一定の受益者要件を満たす取締役等に対して、当該ポイントに応じて当社株式等の交付等がなされます。
- ⑧ 信託期間中の取締役等の減少等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更延長および追加信託を行うことにより、本制度と同種のインセンティブプランとして本信託を継続利用するか、又は、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを無償で取得したうえで、その消却を行う予定です。
- ⑨ 本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、当社および取締役等と利害関係のない団体へ寄附を行う予定です。

(注) 受益者要件を充足する取締役等への当社株式等の交付等により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。なお、本株主総会で承認を受けた範囲内で、本信託に対し、当初株式の取得資金として追加で金銭を拠出する場合があります。

3. 本制度の内容

(1) 本制度の概要

本制度は、平成30年3月末日で終了する事業年度から平成34年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度（下記（4）による本信託の継続が行われた場合には、以降の連続する5事業年度。）を対象として、当社株式等を役員報酬として交付等する制度です。

(2) 本制度の導入に係る本株主総会決議

当社は、本株主総会において、当社取締役（社外取締役及び海外居住者を除く。以下「取締役」という。）に対する報酬として本信託へ拠出する金額の上限および取締役に株式交付規程に従い毎年付与される付与ポイント数の上限その他必要な事項を決議します。

なお、下記（4）イによる信託期間の延長を行う場合は、本株主総会で承認を受けた範囲内で、信託期間の満了時において信託契約の変更延長および追加信託を行うことを取締役会の決議によって決定します。

(3) 本制度の対象者（受益者要件）

取締役等は、以下の受益者要件を充足していることを条件に、累積ポイント（下記（5）に定める。）に応じた数の当社株式等について、本信託から交付等を受けるものとします。

受益者要件は以下のとおりとなります。

- ① 対象期間中に取締役等であること（対象期間中新たに取締役等になった者を含む。）
（※1）
- ② 取締役等を退任していること、または海外赴任により海外居住者となることが決定したこと
- ③ 解任等により退任した者や在任中に一定の非違行為があった者又は会社に許可なく同業他社に就職した者でないこと
- ④ 下記（5）に定める累積ポイント数が決定されていること
- ⑤ その他本株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件で信託契約又は株式交付規程に定めるもの

(※1) 但し、下記（4）ウに記載する信託期間の延長が行われ、延長期間の終了時においても本制度の対象者が取締役等として在任している場合には、その時点で本信託は終了し、当該取締役等の在任中に当社株式等が交付等されることとなります。

(4) 信託期間

ア 当初の信託期間

本制度に基づき設定する本信託の信託期間は、平成29年8月（予定）から平成34年8月（予定）までの約5年間とします。

イ 本信託の延長

信託期間の満了時において、信託契約の変更および本株主総会で承認決議を得た信託金の上限額の範囲内で追加拠出を行うことにより、本制度と同種の株式報酬制度として本信託を延長することがあります。また、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイントの付与を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。）および金銭（以下「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、株主総会で承認決議を得た信託金の上限額の範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に信託期間を再延長することがあります。

ウ 本信託の終了の取扱い

信託期間の終了時に、受益者要件を充たす可能性のある取締役等が在任している場合には、それ以降、取締役等に対するポイントの付与は行われませんが、当該取締役等が退任し、当該取締役等に対する当社株式等の交付等が完了するまで、一定期間を定めた上で、本信託の信託期間を延長させることがあります。

(5) 取締役等に交付等される当社株式等

取締役等に対して交付等が行われる当社株式等の数は、株式交付規程に従い、毎年、役位等に基づき付与されるポイントの累積ポイント数に基づき定まります。なお、1ポイント＝当社普通株式1株とし、本信託内の当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等が生じた場合には、当社株式の分割比率・併合比率等に応じて、交付等が行われる当社株式数を調整します。

(6) 取締役等に対する当社株式等の交付等の方法および時期

上記（3）の受益者要件を充足した取締役等は、当社の取締役等を退任した時点における累積ポイントに相当する数の当社株式の交付を本信託から行うものとします（ただし、納税資金確保の観点から当該ポイントの30%を上限とする一定割合に相当する数の当社株式について本信託内で金銭換価する。）。

また、信託期間中に取締役等が死亡した場合には、当該時点における累積ポイントに相当する数の当社株式について、その全てを本信託内で金銭換価した上で当該取締役等の相続人に対して給付するものとし、信託期間中に取締役等が海外居住者となることが決定した場合には、当該時点における累積ポイントに相当する数の当

社株式について、その全てを本信託内で金銭換価した上で当該取締役等に対してすみやかに給付するものとします。

(7) 本信託に拠出される信託金の額および1年あたり付与ポイント数の上限

当社が、本信託へ拠出する信託金の金額および信託より付与される1年あたりの付与ポイント数の上限は、以下のとおりとします。

① 本信託に拠出する信託金の額（予定）

565百万円（※2）

（※2）本信託による株式取得資金並びに信託報酬および信託費用の合算金額となります。なお、本株主総会にて付議する議案では、取締役分の株式取得資金として拠出する金員の上限を500百万円とする予定です。

② 本信託における1年あたり付与ポイント数の上限（予定）

13万ポイント（※3）

（※3）信託金の額および現時点での株価等を参考に設定しています。なお、本株主総会にて付議する議案では、取締役への付与ポイント数の上限を年間12万ポイントとする予定です。

なお、本株主総会では、本議案と併せて株式併合（以下「本株式併合」という。）にかかる議案を付議することとしています。同議案が可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、本株式併合の併合比率（2株を1株に併合）に照らし、本信託における取締役に対する1年あたりの付与ポイント総数の上限は6万ポイントに変更されるものとします。本株式併合の詳細につきましては、本日付の別途開示資料「単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更に関するお知らせ」をご参照ください。

(8) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当初の当社株式の取得は、上記（7）の株式取得資金および付与ポイント数の範囲内で、当社（自己株式処分）または株式市場からの取得を予定しています。

(9) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式（上記（6）により取締役等に交付等が行われる前の当社株式）については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(10) 本信託内の当社株式にかかる配当の取扱い

本信託内の当社株式にかかる配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬および信託費用に充当されます。信託報酬および信託費用に充当された後、最終的に信託が終了する段階で残余が生じた場合には、当社および取締役等と利害関係のない団体へ寄附を行う予定です。

(11) 信託期間満了時の取扱い

対象期間における取締役等の減少等により、信託期間満了時に残余株式が生じた場合は、信託契約の変更延長および追加信託を行うことにより、本制度と同種のインセンティブプランとして本信託を継続利用することがあります。信託期間満了により本信託を終了させる場合には、信託契約に基づき、本信託から当社に当該残余株式の無償譲渡を行い、株主還元策として、当社はこれを取締役会決議により消却することを予定しています。

(ご参考)

【信託契約の内容】

- | | |
|----------|--|
| ①信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ②信託の目的 | 取締役等に対するインセンティブの付与 |
| ③委託者 | 当社 |
| ④受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社（予定）
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（予定）） |
| ⑤受益者 | 信託期間中に在任する取締役等の内受益者要件を充足する者 |
| ⑥信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| ⑦信託契約時期 | 平成29年8月（予定） |
| ⑧信託の期間 | 平成29年8月（予定）～平成34年8月末日（予定） |
| ⑨制度開始時期 | 平成29年8月（予定） |
| ⑩取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑪議決権行使 | 行使しないものとします。 |
| ⑫信託金の額 | 565百万円（予定）（※4）
（※4）株式取得資金並びに信託報酬、信託費用を含む。 |
| ⑬帰属権利者 | 当社 |
| ⑭残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

【信託・株式関連事務の内容】

- | | |
|---------|---|
| ①信託関連事務 | 三菱UFJ信託銀行株式会社（予定）がBIP信託の受託者となり信託関連事務を行う予定です。 |
| ②株式関連事務 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。 |

以上